

船舶事故調査（貨物船 GUO XING 1 漁船第八富丸衝突）について
（経過報告）

令和3年2月18日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年2月29日、青森県六ヶ所村の中山崎東方沖において発生した船舶事故（貨物船 GUO XING 1 漁船第八富丸衝突）について、令和2年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。したがって、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 船舶事故の概要

貨物船 GUO XING 1（以下「A船」という。）は、船長ほか13人が乗り組み、青森県八戸港を出港し、大韓民国に向けて航行中、漁船第八富丸（以下「B船」という。）は、船長ほか14人が乗り組み、青森県尻屋崎北西方沖の漁場を発し、八戸港に向けて帰港中、令和2年2月29日22時10分ごろ青森県六ヶ所村の中山崎東方沖約6.5海里において、A船とB船が衝突した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査、関係者からの口述聴取、操船に関する情報、気象及び海象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

A船は、船長ほか13人が乗り組み、青森県八戸港を出港し、大韓民国に向けて航行中、B船は、船長ほか14人が乗り組み、青森県尻屋崎北西方沖の漁場を発し、八戸港に向けて帰港中、令和2年2月29日22時10分ごろ青森県六ヶ所村の中山崎東方沖約6.5海里

において、A船とB船が衝突した。

A船は、13人が行方不明となり、沈没した。

B船は、1人が負傷し、船首部の外板に亀裂、凹損等を生じた。

(2) 死傷者

A船：行方不明13人

B船：負傷1人

(3) 船舶の損傷等

A船：沈没

B船：船首部に亀裂等

(4) 気象・海象

天気：みぞれ、風向：北北東、風速 約4.8 m/s、気温：3.6℃、

波浪：波向 南南東、波高 1.4 m、視程：20 km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報に加え、衝突した原因など、更なる事実確認や分析のほか、最終報告書案の関係機関への意見照会等を行う必要がある。

運輸安全委員会は、これまで調査、分析によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等のさらなる調査、分析を進める。